

<内容(概要)>

(1) 説明 「人権教育の推進について」

人権・地域教育課 指導主事

人権教育の推進にあたっては、「人権教育の推進についての基本方針」に則り「人権教育推進プラン」に沿って、「自己実現の視点」「共生の視点」「人間関係づくりの視点」という3つの視点と、「教育を受ける権利の保障を通して」「人権についての理解を深める教育として」「人権を尊重する主体を育てる教育として」「人権が尊重される教育として」という4つの側面に照らしつつ、教育活動全体を通じて取り組むことが重要である。その際には教職員の資質・実践力の向上を図るとともに、人権教育学習資料集「なかまとともに」を積極的に活用いただきたい。

(2) 人権教育研究指定校実践報告

『自らの生き方をつくる子』の育成～「学び合い」と「問題解決型の人権教育」を両輪として～

上牧町立上牧小学校

平成25年～28年度の4か年にわたる、文部科学省・県教育委員会人権教育研究指定校としての取組を報告。「学び合い」の学習を積み重ねていく中で、一人一人の子どもが教室の中で安心した居場所を築き、自尊心を高めてきた。その中で培った「信頼する他者の力を借りながら、自らの生き方を切り拓いていく力」が、やがて様々な人権課題に出会った時に主体的にその課題に向き合い解決していくことにつながると考える。



(3) 講演 「子どもにはチカラがある」～子どもの権利条約と学校の課題～

講師 子どもの権利条約総合研究所 関西事務所長 浜田 進士

- ・ 一人でも信じられる人がいるだけで、子どもにとって、大きな「チカラ」になり安心できる居場所となる。その「チカラ」は、人との関わりやつながりの中から生まれる。そして子どもが変わると大人が変わり、町の仕組みが変わる。
- ・ 子どもを「権利の主体」として捉え、一人一人の子どもが、安心して自信を持って自由に自分らしく生きるための権利を集約したものが、「子どもの権利条約」である。「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」により「子どもの最善の利益」は具体化される。この4つの権利はどれ一つも欠けてはならない。
- ・ 大人の思いはあるが、「おとなの良かれ」が「子どもに一番いい」とは限らない。いいなりではないが子どもの意見を聴くこと、誰が取り残されているのかを感じ取ること、子どもの命を一番に考えること、複数で判断する視点を持つことが必要である。
- ・ 子どもが目標や意欲を持てる「居場所」の確保に向けた新しい取組（子ども食堂・ナイトステイ・高校生カフェ等）が始まっている。そして、安心できる大人との人間関係のなかで得る知識等を増やしていくと、子どもは必ず内側から変わる「チカラ」を発揮する。大人はそれを信じて待つ。「待つ」には、エネルギーが必要で、大人もエンパワメントが必要である。



<参加者の感想から>

[実践報告]

- ・ 4年間の取組の中で現れた子どもの姿をみて、改めて教育の必要性を感じた。子どもたちの意識の変化というより、積み重ねた教育が人間形成につながっていると思う。また、自分の思い、考えが素直に言える、そして、聴き合う集団がすばらしいと思った。

[講演]

- ・ 目の前にいる子どもたちを励ましたり、見守ったり、時にはタイミングよくついたりしながら、子どもも私自身も安心できる居場所をつくっていくことが大事だと思った。